

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年 6 月26日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査 (23 監査第 113 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p><b>監査対象</b> 長野市戸隠観光施設・長野市戸隠高原交流施設</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>1 経理事務に関すること</b></p> <p>(1) 利用料金に係る収納について適正な処理を求めるもの (報告書 9 ページ)</p> <p>戸隠キャンプ場において作成している売上報告書と、金融機関に入金する際に作成される入金帳を突合したところ、金額が相違していた事例が見受けられた。 金額はわずかではあるが、本来売上として計上されるべきものが、入金されなかったため、決算に表れていない。 スキー場やキャンプ場では、毎日多額の現金を取り扱っていることから、入金処理のチェック体制を強化するなど利用料金の収納について、適正に処理されたい。 (指定管理者)</p> <p>(2) 現金実査に係る書類について適正な処理を求めるもの (報告書 9 ページ)</p> <p>戸隠キャンプ場において作成している売上報告書と、日々の売上を管理するため、営業終了時に作成している現金実査表を突合したところ、金額が相違していた事例が散見された。 いずれの事例も、売上報告書の「現金」と入金帳及び総勘定元帳の「収入」は一致していることから、現金実査表の誤記入の可能性が高い。 現金を取り扱う上で基本となる事務処理であることから、今後は、職員への研修を徹底し、書類の記載を適正に行うとともに、現金事故防止の観点からも指定管理者の財務処理規程に基づく出納責任者による確認等も併せて徹底されたい。 (指定管理者)</p>	<p>職員を一名増員し、複数による入金処理のチェック体制を強化したことで、今後このようなことがないように適正な処理に努める。 また、現金実査により過不足金が生じた場合は、財務規則に則り過不足処理を行う等適正な処理を行っていく。 (指定管理者)</p> <p>現金実査表とレシートとに不一致が生じた場合は、過不足金で適正な処理を行う。また、レジを締める者、現金実査表を作成する者及び出納責任者が、それぞれの責務において確認を徹底するよう周知した。 併せて、手書きの現金実査帳票をパソコンによる表計算のフォームに変更し計算ミスが生じることのないよう改善した。 (指定管理者)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査（23 監査第 113 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 現金過不足金簿の処理について改善を求めるもの            (報告書 9 ページ)            指定管理者の財務処理規程によれば、現金過不足金簿については、毎月末に締め、経理責任者に報告することとなっている。            しかしながら、戸隠スキー場の現金過不足金簿を確認したところ、年度末まで締めていなかった。            長い期間、現金を締めずそのまま放置することは、現金管理のリスクも高まる。規程に則った事務処理を徹底されたい。            (指定管理者)</p> <p>(4) 小口現金の処理について改善を求めるもの            (報告書 9～10 ページ)            小口現金について、次のとおり指定管理者の財務規則や財務処理規程に則った事務取扱いが行われていない事例が散見された。            ア 指定管理者の財務処理規程によれば、小口現金については、原則 1 ヶ月につき 5 万円を限度としている。            しかしながら、総勘定元帳を確認すると、戸隠キャンプ場では平成 22 年 4 月に 10 万円を 2 回補給し、戸隠スキー場でも平成 23 年 1 月に 10 万円を 2 回補給していた。            イ 指定管理者の財務規則によれば、当該業務終了後、速やかに精算手続きを行うこととしている。            しかしながら、戸隠キャンプ場では平成 22 年 4 月に補給した 10 万円について、平成 22 年 9 月まで精算処理していなかった。            戸隠スキー場では平成 22 年 8 月に補給した 10 万円について、平成 22 年 12 月まで精算処理していなかった。            このほか、戸隠キャンプ場売店におい</p>	<p>出納責任者は、現金過不足金簿を毎月末に締め、経理責任者に報告するよう周知徹底した。            (指定管理者)</p> <p>財務処理規程に基づく適正な支出に改善した。            なお、職員の立替等については、小口現金支出月と、領収月と照合を行う等、今後このようなことがないよう改善を図った。            また、売店販売商品の仕入れは、売り掛け可能な業者取引に統一し、小口現金の出納額を減らした。            (指定管理者)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査 (23 監査第 113 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>て、平成 22 年 4 月に 30 万円を補給し、平成 22 年 8 月まで精算処理していなかった。さらに、一部使途不明のため損金処理をしていた。また、平成 22 年 8 月に補給した小口現金 10 万円についても、平成 22 年 12 月まで精算処理していないなど長期に渡り精算処理がなされていないなかった。</p> <p>ウ 指定管理者の財務処理規程によれば、1 件当たりの支払い金額がおおむね 3 千円となっているが、そば祭り広告代 5 万円ほか、規程を超えた金額の支出が散見された。</p> <p>エ 監査委員事務局が平成 23 年 10 月に実施した現金実査時において、キャンプ場職員が立替払いにて処理していた事例が見受けられた。8 月に小口現金 15 万円が補給されていたが、それ以前のは職員による立替により物品等の購入をしていた。また 10 月以降も小口現金が不足しており、職員による立替払いが行われていた。</p> <p>この小口現金は、キャンプ場・売店・牧場・スキー場用として一括で充てられていたが、会計区分はスキー場事業・キャンプ場事業・牧場事業であるため、必要な金額を別々に補給し、会計毎に精算すべきものである。</p> <p>このほか、小口現金の帳簿を確認したところ、一部領収書が未添付だった事例が見受けられた。</p> <p>遠方のため、入金処理等が難しい部分もあると考えられるが、定期的に精算することで、不明金などの発生防止、不正防止などリスクの軽減が図られることから、規則や規程に則った処理を徹底されたい。</p> <p>(指定管理者)</p>	

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査 (23 監査第 113 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(5) 戻入処理について改善を求めるもの (報告書 10 ページ) 平成 22 年 7 月 26 日に概算払いされた「戸隠キャンプ場スキー場営業出張旅費」が、平成 23 年 3 月 31 日まで戻入処理されていなかった。 先述の小口現金と同様、財務規則に則った速やかな戻入処理を徹底されたい。 (指定管理者)</p> <p>(6) 未収金 (売掛金) の管理について改善を求めるもの (報告書 11 ページ) 戸隠キャンプ場未収金に関する書類を確認したところ、請求書を発行するに当たり、決裁を取らずに請求していた。 また、戸隠スキー場未収金についても、請求誤りなどで再発行する際に決裁を取らずに請求していた事例が見受けられた。 このほか、戸隠スキー場未収金のうち、105,000 円については、本来債権がないにもかかわらず誤って未収金計上していた。このため、損益計算書のリフト収入、貸借対照表の未収金はそれぞれ 105,000 円少なくなる。 請求漏れや誤請求を防止し、売上を正確に把握するためにも決裁処理を行い、複数職員による相互けん制を働かせるなど組織的なリスク管理により、内部統制を徹底されたい。 (指定管理者)</p> <p>(7) 金券の取扱いについて注意すべきもの (報告書 11 ページ) 戸隠スキー場において、リフト券の発券誤りや変更で再発券する際に、廃券を保管していなかった事例が見受けられた。 不正防止の観点から、再発券する必要がある場合には、廃券の保管を徹底されたい。 (指定管理者)</p>	<p>旅費については、今後財務担当職員も支出日をチェックし、速やかに戻入するよう改善を図った。 (指定管理者)</p> <p>請求書の発行に当たっては、支配人までの決裁を必ず取るよう徹底すると共に、請求書の誤りがあった場合には、どのような誤りであったかの支配人への報告及び再決裁並びに再発行の徹底を図った。 (指定管理者)</p> <p>廃券は、保管をするよう改善した。 (指定管理者)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査 (23 監査第 113 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>2 契約事務に関すること</b></p> <p>(1) 規則に則った契約事務に改善すべきもの (報告書 11 ページ)</p> <p>指定管理者の財務規則によれば、随意契約に際しては、見積書を徴することとなっている。また契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならないこととなっている。</p> <p>しかしながら、スキー場運営に際し指定管理者が締結した契約について、財務規則に則った見積書、予定価格調書の作成が行われておらず、契約の経過、金額の内訳、算出根拠となる書類が確認できなかった。</p> <p>契約金額の妥当性や内容を精査する上でも、見積書等必要な書類を整備するなど、規則に則り適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>(2) 契約において競争性を働かせるべきもの (報告書 11 ページ)</p> <p>戸隠スキー場にある食堂「シャルマン戸隠」の椅子、テーブル及び「カフェやなぎらん」の陳列ケースの物品購入における書類を確認したところ、指定管理者の財務規則の「緊急の必要により競争入札に付することができない」として、1 者見積にて契約していた。</p> <p>しかしながら、内容から相手先以外でも納品できると考えられる契約である。</p> <p>特に、これらの購入費用は、本会計の減価償却費で毎年費用化される資産としていることから収支に影響を及ぼす。</p> <p>このことから、物品購入等に当たっては、安易に 1 者随意契約によることなく、2 者以上による見積合わせにより契約を行うなど競争性を働かせ、コスト縮減に努められたい。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>指摘の事項については、スキー場経営参入に当たり民間活力の導入を試みる際、複数社の研究・相手方からの提案の精査を実施したのみで、1 者との随意契約を行ってしまったもの。</p> <p>財務規則に則っていない部分については、十分な反省を行い、今後の契約事務について、規則に則った事務の執行について改めて社内への指示を徹底し、実施していく。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>指摘の事項については、計画の立案がオープン直前にまでずれ込んでしまったことから、入札等が間に合わず緊急処理として、1 者見積りにて購入を行ってしまったもの。</p> <p>契約事務については、理由の如何を問わず、複数の見積り合わせ等により競争性を働かし、経費の削減を図っていかなければならないものと改めて認識し、今後の執行について、改めて社内への指示を行い実施していく。</p> <p>(指定管理者)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査 (23 監査第 113 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>3 管理経費に関すること</b></p> <p>(1) 適切な管理経費の支出を求めるもの (報告書 12 ページ)</p> <p>指定管理者から提出された総勘定元帳から、一部に公の施設の管理経費としては、望ましくない経費が見受けられた。</p> <p>管理運営に係る必要な経費を適正に計上しなければ、利益が生じた場合に市へ支払われる利益精算金の額を適切に算出できないこととなる。</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理経費を適切に支出するよう改善されたい。 (指定管理者)</p> <p><b>4 基本協定書に関すること</b></p> <p>(1) 報告書を適切に提出するよう求めるもの (報告書12ページ)</p> <p>指定管理者負担による「カフェやなぎらん改修工事」について、工事完了後、竣工図面などの報告書が所管部局に提出されていなかった。</p> <p>所管部局は、公の施設が目的どおり改修されているか把握するためにも、指定管理者に対して必要書類の提出を求められたい。 (観光課)</p>	<p>指摘の事項については、公の施設の運営に関する管理経費として望ましくないことへの認識不足により、指定管理会計からの支出としたもの。</p> <p>本費用については、指摘後、運営管理会計からの支出に変更した。 (指定管理者)</p> <p>指定管理者の支出する管理運営経費の内容については、十分精査するよう指示した。また、判断に迷う案件については、協議し決定するよう指導した。 (観光振興課)</p> <p>改修後の現地確認を行ったが、報告書の提出依頼を失念していたもの。</p> <p>なお、改修工事完了報告書は、平成24年3月29日付けで受理している。 (観光振興課)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査 (23 監査第 113 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p><b>監査対象</b> <b>長野市戸隠牧場</b></p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>1 利用料金に関すること</b></p> <p>(1) 利用料金の変更に際して、適正な手続きを求めるもの (報告書 22 ページ) 戸隠牧場の入場料を変更する際、指定管理者からの所管部局への事前申請がなく、所管部局の正式な承認が行われていないまま、料金を徴収していた。 所管部局及び指定管理者は、利用料金の変更に際して、法令・条例・協定書を遵守し、適正な手続きを取るよう徹底されたい。 (農政課、指定管理者)</p> <p>(2) 利用料金の割引に関する適正な徴収を求めるもの (報告書 22 ページ) 指定管理者において、所管部局との協議、承認の手続きを実施していないにもかかわらず、入場料の割引券を発行していた。 指定管理者は、条例及び基本協定書を遵守するとともに、割引に際しては、所管部局と十分協議をし、施設の公平な利用ができるよう適正な利用料金の徴収に改善されたい。 (指定管理者)</p>	<p>指定管理者に対し、基本協定書等の内容の再確認を求め再発防止に努めた。また、事業執行にあたり疑義が生じた時点で速やかに協議するよう指示した。 (農業政策課)</p> <p>指摘の事項については、牧場入場料がキャンプ場拡張に伴いキャンプ場の料金体系に包含されるものと解釈し、事前協議の認識が不足してしまったもの。 今後、入場料に係る案件については、認識を重く持ち、担当課との協議を十分に行っていく。 (指定管理者)</p> <p>戸隠キャンプ場の誘客を目的として、牧場のクーポンによる割引券を配布してしまったもの。 前述のように、入場料に係る割引について認識が薄かったことが原因。 今後については、担当課と十分相談をしながら必要な協議を行っていく。 (指定管理者)</p> <p>指定管理者に対し、基本協定書等の内容の再確認を求め再発防止に努めた。また、事業執行にあたり疑義が生じた時点で速やかに協議するよう指示した。 (農業政策課)</p>

## 措置の通知書

平成 23 年度 財政援助団体等監査 (23 監査第 113 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>2 管理経費に関すること</b></p> <p>(1) 適切な管理経費の支出を求めるもの (報告書 22 ページ)</p> <p>指定管理者から提出された総勘定元帳から、一部に公の施設の管理経費としては、望ましくない経費が見受けられた。</p> <p>管理運営に係る必要な経費を適正に計上しなければ、利益が生じた場合に市へ支払われる利益精算金の額を適切に算出できないこととなる。</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理経費を適切に支出するよう改善されたい。 (指定管理者)</p>	<p>指摘の事項については、公の施設の運営に関する管理経費として望ましくないことへの認識不足により、指定管理会計からの支出としてしまったもの。</p> <p>本費用については、指摘後、運営管理会計からの支出に変更した。 (指定管理者)</p> <p>指定管理者の支出する管理運営経費の内容については、十分精査するよう指示した。また、判断に迷う案件については、協議し決定するよう指導した。 (農業政策課)</p>